

31福保健感第1800号  
令和2年2月3日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 様

東京都知事  
小池 百合子

### 新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急速な広がりを見せ、感染者数は、中国国内及び世界各地域を合わせ1万人を超える事態となりました。

令和2年1月31日には、世界保健機関（WHO）は、今般の感染症の発生状況について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表し、我が国においても感染症法の指定感染症に指定され、同年2月1日付けで施行されました。

都内においても、既に数名の方の感染が確認されていますが、今後も患者の発生や更なる拡大が危惧されます。

国におかれては、国民の安全、安心の確保や、区市町村、医療機関での円滑な対応に向け、下記のとおり対策を講じられるよう、緊急要望いたします。

### 記

- 1 現在、新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義は、厚生労働省の通知により、発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有するとともに、2週間以内に武漢市を含む湖北省への渡航歴がある、又は「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある者とされている。  
こうした方へのウイルスの保有状況の確認検査は、発症後に行うものとされているが、健康状態の把握と二次感染の未然防止の観点から、患者との濃厚接触者については、無症状でも検査を行えるよう統一的な指針を示すこと。  
その際、これらの検査を実施するに当たっての体制整備や都道府県等への財政支援を行うこと。
- 2 検査対象者の定義については、流行状況を見極めながら、必要な対象者に的確に検査を実施できるよう、随時、適切に見直しを行うこと。
- 3 新型インフルエンザについては、検疫法において隔離・停留の措置が行えることが明確にされており、また、重症急性呼吸器症候群（SARS）発生の際にも検疫法第34条が適用される政省令が発出され、隔離・停留が可能な措置がとられたが、新型コロナウイルス感染症については、現在、検疫法上の隔離・停留の措置が行えず、また、流行地域からの渡航者であっても無症状の者に対する検査等が行えない。

本感染症については、無症状病原体保有者からの感染の可能性も考えられ、それらの者が国内で発症するリスクもあることから、新型インフルエンザ等と同様な対応が可能となるよう必要な措置を検討すること。

- 4 今後の感染拡大にも的確に対応するため、国としてPCR検査体制を強化するとともに、民間検査機関でも検査が可能な体制を構築すること。また、地方衛生研究所に対する技術的支援、必要な検査資材等の供給を行うこと。
- 5 ウイルス保有の確認検査を医療機関でも行えるよう、迅速診断キットの開発を早急に進めるとともに、予防ワクチンの早期開発に取り組むこと。また、医療機関に対して必要な検査・衛生資材等を供給すること。
- 6 マスクやアルコール消毒薬等、国民の感染予防に資する衛生資材が不足することのないよう、メーカーや卸売業者等に適切な生産・供給を働きかけ、必要な資材の安定的な流通に万全を期すこと。
- 7 新型コロナウイルス感染症に対する正確な知識と情報により、国民の不安が払拭されるよう、より分かりやすく情報を発信・提供すること。
- 8 国民からの様々な相談に対応するため、国による電話相談の充実を図ることはもとより、地方自治体に対しても円滑な住民相談の実施に必要な支援を行うこと。

都としては、感染拡大の防止に向け、国と連携しながら、今後とも対策に万全を期してまいります。